2016年規定審議会　提出立法案採決結果一覧表

|  |
| --- |
| 採択：A、修正案として採択：AA、否決：R、撤回：W、撤回とみなされる：CW、理事会付託：RB |

■■は日本から提案　　　R定款：国際ロータリー定款　　　R細則：国際ロータリー細則

■■RI理事会から提案　　標準：標準ロータリークラブ定款

立法案―制定案

|  |
| --- |
| １　クラブ運営 |
| 番号 | 案件 | 提案要旨 | 対象規定 | 結果 |
| 16-01 | 書面による理事会議事録について規定する件 | クラブ理事会のすべての会合と特別会合の議事録をクラブ全会員が閲覧できる | 標準6-3 | 採択Ａ318：136 |
| 16-02 | クラブ会計が理事会のメンバーとなるよう規定する件 | クラブ会計を理事会メンバーと規定する | 標準10-4 | 採択Ａ379-72 |
| 16-03 | クラブ幹事エレクトが理事会のメンバーとなるよう規定する件（大和中ＲＣ　2780地区） | 「幹事エレクト」の役職を新設して、同時にクラブ役員に含めて理事会のメンバーとする | 標準10-4 | 否決Ｒ144：312 |
| 16-04 | クラブ役員に関する規定を改正する件 | 衛星クラブの全例会に少なくとも１名のクラブ役員が出席する | 標準10-4 | 否決Ｒ123-332 |
| 16-05 | クラブ内の委員会について規定する件 | ＣＬＰに基づく５委員会を最低必須とする。広報を公共イメージ委員会に修正 | 標準10-7 | 採択ＡＡ238：213 |
| 16-06 | ロータリークラブの目的を定義する件 | 第４条のロータリーの目的の他に、第７条としてクラブの目的（Purpose）を新設する | 標準6 | 採択Ａ236：217 |
| 16-07 | クラブ会員の入会金を廃止する件 | 入会金の規定をすべて廃止し、ロータリアンとなれる見込者の枠を増やす | Ｒ細則4.050.2標準7-7標準11,12,15 | 採択Ａ232：228 |
| 16-08 | クラブ入会金の規定を改正する件（大和中ＲＣ　2780地区） | クラブ独自の裁量で新入会員の入会金を免除 | 標準11 | 撤回Ｗ |
| 16-09 | クラブ入会金の規定を改正する件（川越ＲＣ　2570地区） | 会員家族の入会の折の入会金を免除 | 標準11 | 撤回Ｗ |
| ２　奉仕部門、ロータリーの目的 |
| 16-10 | 奉仕の第二部門を改正する件（2840地区　群馬） | 職業奉仕に、「事故の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる」を追加。（単数から複数） | 標準５ | 採択ＡＡ254：210 |
| 16-11 | 奉仕の第三部門を改正する件 | 社会奉仕に文化水準を高めるためを追加 | 標準５ | 否決173：280 |
| 16-12 | 奉仕の第五部門を改正する件 | 青少年奉仕を削除し、四大奉仕に戻す | 標準５ | 否決104：365 |
| 16-13 | 奉仕の第五部門を改正する件（直方ＲＣ2700地区イタリアと共同提案） | 青少年奉仕を新生代奉仕に名称変更する | 標準５ | 否決148：308 |
| 16-14 | 「ロータリーの目的」に新世代のグローバルリーダー育成に関する第５項目を追加する件（ＲＩ理事会） | 第５　奉仕、メンタリング、国際交流、リーダーシップ養成の機会を通じて、新世代のグローバルリーダーを育てること。 | 標準４ | 撤回Ｗ |
| 16-15 | 青少年と若者の奉仕の精神とリーダーシップの育成を含めるために、「ロータリーの目的」に第５項目を追加する件 | 第５　青少年と若者のアイデアと活動を支援し、より良い世界のための価値観と関心を培う青少年リーダーシップ養成プログラムを推進することにより、将来の社会を担う青少年と若者の重要性を認識すること。 | 標準４ | 否決49：435 |
| 16-16 | 新世代を含めるために「ロータリーの目的」に第５項目を追加する件 | 第５　職業において高い道徳的価値観を実践している新世代リーダーを育成し、人間開発とより良い世界の基礎としてこれらの価値観を次世代に引き継いでいくこと。 | 標準４ | 撤回Ｗ |
| 16-17 | ロータリーの目的を改正する件 | ロータリーの目的は、親睦を通じて奉仕の理念を培うこと；あらゆる言行において高い倫理基準を求め、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、各ロータリアンの職業は社会に奉仕する機会であると理解すること；人生のあらゆる面において奉仕の理念を実践するようロータリアンに奨励すること；奉仕の理念で結ばれた人々と組織が、世界的親睦を通じて、国際理解、親善、平和を推進することである。 | RI定款４標準４ | 理事会付託RB |
| 16-18 | ロータリーの目的を改正する件 | 第２　職業上のボランティア奉仕における高い倫理基準を保ち、仕事とボランティア奉仕の両方を通じて社会に奉仕する機会として、ロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；第４　奉仕の理念で結ばれた職業人とボランティアが、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。 | R定款４標準４ | 理事会付託RB |
| 16-19 | ロータリーの目的を改正する件 | ロータリーの目的は、社会への奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：第1 好ましい協力の機会をもたらすために、人々のつながりを広げるとすること；第2 人生における高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；第3 ロータリアン一人一人が、個人として、またキャリアにおいて、日々、奉仕の理念を実践すること；第4 奉仕の理念で結ばれた地域志向の人びとが、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。 | R定款４標準４ | 撤回W |
| 16-20 | ロータリーの目的を改正する件（川口西RC　2770地区） | 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人と地域社会のリーダーが、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。 | R定款４標準４ | 理事会付託RB |
| ３　クラブ例会 |
| 16-21 | クラブ例会と出席に柔軟性を認める件（RI理事会） | 標準ロータリークラブ定款の新しい第7条（現在の第6条）、第10条（現在の第9条）、第13条（現在の第12条）の例外を認め、各ロータリークラブの細則で例会頻度と出席に関する規定を定めるようクラブに柔軟性を与える（毎月最低２回の例会開催に修正） | 標準６ | 採択392：82 |
| 16-22 | クラブ例会の構造決定に柔軟性を与えることを認める件 | クラブ例会を同じ曜日と時間に開催しなければならないという条件を削除することにより、例会を構成する上での柔軟性を与える | 標準6,9 | 撤回W |
| 16-23 | 例会のスケジュールの選択に関してクラブに柔軟性を認める件 | 週1回の例会をクラブに義務づける規定を改正し、例会スケジュールを選ぶ柔軟性を与える | 標準3,6,10 | 撤回w |
| 16-24 | クラブ例会を少なくとも月2回と定める件 | クラブ例会を少なくとも月2回と定める | 標準６ | 撤回W |
| 16-25 | クラブ例会を少なくとも月2回と定める件 | クラブ例会を少なくとも月2回と定める | 標準６ | 撤回W |
| 16-26 | 例会取消の規定を改正する件 | 国民の祝日が含まれる週で、祝日以外の日に例会を開かなかった場合も、取消と数えられる。 | 標準６ | 採択Ａ272:222 |
| ４　出席　Ａ出席規定 |
| 16-27 | 出席規定を改正する件 | クラブの出席要件を標準ロータリークラブ定款から削除し、代わりに、例会、プロジェクト、行事、活動への出席および（または）参加の義務について細則に記載する | R細則４標準7-7,9,12 | 撤回W |
| 16-28 | 出席規定を改正する件 | クラブの出席要件を標準ロータリークラブ定款から削除し、代わりに、例会、プロジェクト、行事、活動への出席および（または）参加の義務について細則に記載する | Ｒ細則4.090.標準7-7,9,12 | 撤回W |
| 16-29 | 出席規定を改正する件 | クラブの出席要件を標準ロータリークラブ定款から削除し、代わりに、例会、プロジェクト、行事、活動への出席および（または）参加の義務について細則に記載する | 標準9,12 | 撤回W |
| 16-30 | 直接あるいはオンラインの両方による例会出席を認めるよう、出席規定を改正する件 | 従来型のクラブでも、オンラインでの参加に必要な技術インフラが設置されている場合は、オンラインによる参加も通常の出席として数えられる | 標準6-1,9-1 | 採択322：188 |
| 16-31 | 出席規定を改正する件 | 衛星クラブも最初からロータリークラブと同様の出席規定を待たせる | 標準9-1 | 撤回W |
|  　　　　　Ｂメークアップと出席免除 |
| 16-32 | 欠席のメークアップに関する規定を改正する件 | メークアップの期間を同じロータリー年度内とする | 標準9-1 | 否決R241：250 |
| 16-33 | 長期の欠席に関する規定を改正する件 | 転勤先で長期にわたって仕事に従事し、かつ地元のロータリークラブに入会できないロータリアンが、いかなる通信手段を用いてでも、転勤先から所属ロータリークラブの例会に参加することを認める | 標準9-2 | 撤回W |
| 16-34 | 出席免除の規定を改正する件 | 出席免除規定に健康の上の理由のほかに、子供の誕生により１２ケ月間を超えて欠席となる場合を含める | 標準9-3 | 採択ＡＡ395：97 |
| 16-35 | 出席免除の規定を改正する件（和光ＲＣ　2570地区） | 出席免除規定に、一つまたは複数のクラブで少なくとも20年間の会員歴がある条件を加える | 標準9-3 | 採択Ａ334：170 |
| ５　会員 |
| 16-36 | 会員身分~~と職業分類~~に柔軟性を認める件（RI理事会） | 会員身分~~と職業分類~~に関する規定の例外を認め、クラブが細則で独自決定できる。個々のロータリークラブに柔軟性を与える。(職業分類を削除) | R定款5-3細則4.110.標準９ | 採択Ａ386：75 |
| 16-37 | 会員身分の柔軟性を認める件 | クラブ細則で自由に職業分類制度を検討し変更できる。RI定款、RI細則、標準ロータリークラブ定款の職業分類制度を削除または修正する柔軟性をクラブに与える。 | R定款5-3R細則4.110.標準7-10 | 撤回W |
| 16-38 | 会員身分の柔軟性を認める件 | ロータリアンの定義を簡潔にし、クラブ理事会がより柔軟に会員を選べるようにする。つまり、クラブは善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および（または）地域社会でよい評判を受けており、地域社会および（または）世界において奉仕する意欲のある人によって構成されるものとするとし、従来のその他の規定を削除。 | R定款5-2標準7-1 | 採択ＡＡ426：85 |
| 16-39 | 学友の会員に関する規定を改正する件（東京多摩川RC　2750地区） | 学友の定義に沿って、RI定款と標準ロータリークラブ定款を更新するものである。ロータリー財団学友➡ロータリー学友 | R定款5-2標準8-2 | 撤回W |
| 16-40 | ローターアクターが正会員となることを認める件（RI理事会） | ローターアクターとロータリー学友にロータリークラブ会員となる資格を与える。これによって職業分類が一時的に制限を超えてもよい。ローターアクターは2重会員となれる | ~~R定款5-2~~R細則4.040.標準7-6,8-2 | 採択ＡＡ413：97 |
| 16-41 | 仕事をしたことのない人が会員となることを禁じるよう、会員基準を改正する件（熊谷東RC　2570地区、大阪北RC　2660地区、福岡平成RC　2700地区、東京品川RC　2750地区、その他） | 子供の世話をするため、あるいは配偶者の仕事を支援するために仕事を中断したり、仕事に就けなかった人を正会員とする | R定款5-2 | 無期延期PostponedConsideration Indefinitely |
| 16-42 | 会員資格に関する規定を改正する件（新潟南RC 2560地区） | 仕事をしたことがない人または仕事を中断している人を正会員として認めない | R定款5-2 | 撤回W |
| 16-43 | 会員資格に関する規定を改正する件 | 会員資格を善良な成人で良い評判の以下の人①働いている、または退職していること。②ロータリー財団学友であること。③障害があるため、または子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、または同じ理由のために仕事をしたことがない人であること。④地域社会への参加を通じて、奉仕とロータリーの目的への献身を示してきたこと。 | R定款5-2 | 撤回W |
| 16-44 | クラブの構成に関する規定を改正する件 | 新たな職業分類として主婦・主夫を明記する | R定款5-2 | 無期延期PostponedConsideration Indefinitely |
| 16-45 | 「準会員」の新しい会員の種類を設ける件 | 年齢35歳までの成人は、準会員として入会できる。準会員は人頭分担金の半額を支払うものとする。 | R定款5-2R細則4.010.R細則4.060.標準7-2,7-3 | 否決182：330 |
| 16-46 | 会員の職業分類に関する規定を改正する件 | 会員と近い関係にある親戚と家族（配偶者、兄弟／姉妹、息子／娘）の入会を5名またはクラブの正会員の10％以下（51名以上のクラブの場合）とする | R定款5-2標準8-2 | 撤回W |
| 16-47 | 名誉会員の規定を改正する件 | 名誉会員の資格条件に関する規定から、その人がロータリーの目的を末永く支援したという資格条件を削除 | R細則4.050標準7-7 | 採択Ａ417：89 |
| 16-48 | 会員身分の一時保留に関する規定を改正する件 | 本制定案は、起草時の誤りを訂正する第10節の4つの項に含まれるすべての事柄を考慮した上で、クラブの最善の利益と思われる場合に理事会が当該会員の会員身分を一時保留とできる、というもの | 標準12-10 | 採択Ａ442：44 |
| 16-49 | 会員身分の一時保留に関する規定を改正する件 | 一時保留の期限を限定し、「理事会の決定する妥当な期間（ただし45日間以内）と追加条件に従い」とする | 標準12-10 | 採択ＡＡ440：66 |
| 16：50 | 会員身分の一時保留に関する規定を改正する件 | 一時保留の措置が下された場合、その会員は、第12条第6節に定められる手続と同じ方法で提訴できる | 標準12-10 | 採択ＡＡ410：96 |
| 16-51 | 移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件 | 国際ロータリー細則第4.030.節と標準ロータリークラブ定款第7条第4節を統合し、移籍ロータリアンと元ロータリアンの規定に統一性をもたす。修正で、金銭的債務を削除 | R細則4.303.標準7 | 採択AA452：53 |
| 16-52 | 移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件（淡路三原RC　2860地区） | 元のクラブの会員であったことの証明や元のクラブに対して未納金が一切ないことの証明については、移籍ロータリアンならびに元ロータリアン自身による証明（宣明を含む）で足りると考えられるし、元のクラブからの推薦状も、可能な場合には提出が奨励されるということにとどめる。 | R細則4.303.標準7-4 | 撤回W |
| 16-53 | 資格のある会員を探すことをクラブに奨励する件 | ダイナミックで革新的なクラブの状態を保つためのバランスの取れた会員構成をもつために、絶えず活性化に努めることを明記する | R定款5-2 | 否決R318：164 |
| ６　RI会長と選挙　　Ａ　RI会長 |
| 16-54 | 会長の任務を改正する件 | 会長の役割をさらに明確に定義することにより、会長とは主に意欲を引き出すリーダー、RI理事会の議長、ロータリーの主要スポークスマンであることを強調する | R細則6.140. | 採択AA488：13 |
| 16-55 | 会長ノミニーの選出に関する規定を改正する件 | 会長ノミニーは、理事会会合において、投票権を持たない出席者の追加を求めるもの。 | R細則5.050 | 採択A469：36 |
| 16-56 | RI会長ノミニーの選出に関する規定を改正する件 | 会長指名委員会の選出および会長候補者の特定を各年度の3月末までに完了し、会長選出の時期を早めるもの | R細則11.030.11.040. 11.050.11.070. 11.100. | 撤回W |
| 16-57 | 会長指名委員会委員の資格要件を改正する件（RI理事会） | 会長指名委員会委員の資格要件を改正する件（RI理事会） | 細則11.202. | 採択A388：120 |
| B　理事 |
| 16-58 | RI理事の任期を3年に延長する件 | RI理事の任期を3年に延長する | R細則　6.020.6.060. 6.090.12.010. | 否決R115：393 |
| 16-58 | RI理事の任期を3年に延長する件 | RI理事の任期を3年に延長する | R細則　6.020.6.060. 6.090.12.010. | 否決R115：393 |
| 16-59 | 理事の資格要件を改正する件 | RI理事候補者が推薦される前の36カ月間に少なくとも2回の研究会と1回の国際大会に出席していなければならないという条件を削除する | R細則　6.050. | 否決R65：446 |
| 16-60 | 理事の資格要件を改正する件 | 理事候補者がガバナーを務めてから推薦されるまでの期間を３年から１年に減らす | R細則　6.050. | 否決R102：408 |
| 16-61 | 理事ノミニーの選出手続を改正する件（RI理事会） | 指名委員会の60パーセントの票を獲得した理事ノミニー候補者がいなかった場合、理事ノミニーは郵便投票で選ばれるものとする。 | R細則　12.020. | 採択A413：91 |
| 16-62 | 指名委員会手続による理事ノミニーの選出に関する規定を改正する件 | 理事ノミニーが、ゾーン内の特定のセクションから選出される場合、指名委員会は、そのセクション内の地区によってのみ構成される。 | R細則12.020. | 採択A415：89 |
| 16-63 | 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件 | ガバナー在任中は理事指名委員選挙に出ることを認めない。 | R細則12.020. | 採択A465：36 |
| 16-64 | 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件 | 理事指名委員会の委員となることを希望するロータリアンは、委員を務める前の4年間にロータリー研究会3回出席することを条件 | R細則12.020. | 撤回W |
| 16-65 | 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件 | 理事指名委員となるロータリアンの条件変更。就任5年前に3回のロータリー研究会の出席のみとする | R細則12.020. | 否決R191：319 |
| 16-66 | 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件 | 理事指名委員となるロータリアンの条件変更。就任5年前に2回のロータリー研究会と1回の国際大会の出席とし、同時に、地区大会での上記の出席免除規定を廃止。 | R細則12.020. | 否決R110：393 |
| 16-67 | 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件 | 理事指名委員となるロータリアンの条件変更。就任3年前に1回のロータリー研究会の出席のみとする | R細則12.020 | 撤回W |
| 16-68 | 理事ノミニーの選出手続きを改正する件 | 指名委員会の少なくとも60パーセントに相当する票数を獲得条件を削除。3名以上の場合は、単一移譲式投票とする。 | R細則12.020. | 否決R109：394 |
| 　　　　　　　　　　Ｃ　ガバナー |
| 16-69 | ガバナーノミニーの資格条件を改正する件 | 1つまたは複数のロータリークラブで通算９年以上会員であることに変更 | R細則15.080. | 否決R157：349 |
| 16-70 | 郵便投票でガバナーノミニーを選出する際のクラブの投票に関する規定を改定する件 | 会員数が最低10名の各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有し、会員数が10名に満たないクラブは投票権を有しない。 | R細則13.040. | 撤回W |
| 16-71 | 対抗候補者の支持に関する規定を改正する件 | 対抗候補者の条件を変更し、少なくとも10クラブ、全クラブの20％のいずれか多い方の数の支持を必要とする。 | R細則13.020. | 採択A390：121 |
| 16-72 | 特別選挙に関する規定を改正する件（木更津東RC　2790地区） | 特別選挙の特例を定める。（いずれのクラブからもガバナーの推薦がない場合、クラブからの推薦を要請しないで、直ちに指名委員会の手続きに入れる） | R細則13.070. | 採択A329：174 |
| 16-73 | 副ガバナー職を廃止する件 | 並列した2つの中央権限ができることを防ぐため、副ガバナー制度の廃止 | R細則6.120. | 否決R246：265 |
| 16-74 | 副ガバナー選出に関する規定を改正する件 | 副ガバナー選出の時期を明確化する選出の翌年度に任期を務める、を追加 | R細則6.120. | 採択AA358：156 |
| 16-75 | 副ガバナー選出に関する規定を改正する件 | ガバナーノミニーが1名のパストガバナーを副ガバナーに選出する。 | R細則6.120. | 撤回W |
| 16-76 | 副ガバナー選出に関する規定を改正する件 | ガバナーエレクトが提案した1名のパストガバナーを副ガバナーに選出する | R細則6.120. | 採択A304：201 |
| 16-77 | 副ガバナー選出に関する規定を改正する件 | 指名委員会が指名できなかった場合は、ガバナーエレクトが1名のパストガバナーを副ガバナーに選出する（Mayに修正） | R細則6.120. | 採択AA348：169 |
| Ｄ　その他 |
| 16-78 | 地区大会または地区決議会での投票手続きを改正する件 | 地区決議会または地区大会において、会長と第1選挙人、会長エレクトを第2選挙人、さらに必要であればクラブ幹事を第3選挙人とする | R細則15.050. | 否決R105：408 |
| 16-79 | 審議会代表議員と理事指名委員会委員の選出手続を改正する件 | 地区における規定審議会代表議員、理事指名委員会委員の選出規定を一本化する2 票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ候補者に投じられるものとする。3名以上の候補者がおり単一移譲式投票方式が必要とされる、または用いられる投票において、2票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ優先順位に従って候補者に投じられるものとする。 | R細則8.060.R細則12.020. | 採択A306：206 |
| 16-80 | 審議会代表議員と理事指名委員会委員の選出手続を改正する件 | 規定審議会代表議員ならびに理事指名委員会委員の選出規定を、これと一本化する。ガバナーノミニー候補者の推薦方法と同じ方法に統一する。 | R細則8.060.12.020. | 否決R218：295 |
| ７　国際ロータリー |
| 16-81 | 法的訴訟を理由としてクラブを加盟停止または終結とする権限をRI 理事会に与える件、および地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立てに関する規定を改正する件（RI理事会） | 選挙論争に関してRI細則に規定されている改善措置を講じる前に、クラブまたはロータリアンがRIやロータリー財団を相手に訴訟を起こした場合、RI理事会が措置を取れるようにする | R細則3.030.10.070. | 採択A463：52 |
| 16-82 | 従来型クラブとEクラブの区別をなくす件（釧路RC2500地区） | 通常のクラブの例会を時によってはウェブ上でも開催し、あるいはE クラブ例会を時によっては、オンラインだけではなく、実際に顔を合わす例会を開催することもできる | R細則1、2.010.標準2，3，6，9 | 採択A355：145 |
| 16-83 | 新クラブの創立会員の最低人数を規定する件（2840地区群馬） | 新クラブの創立会員を最低20名とする。 | R細則2.010. | 採択カード式 |
| 16-84 | 地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件 | 理事会は小さすぎる、または大きすぎる地区におけるクラブ再編できる。（100クラブ以上の地区、1100名以下の地区） | R細則15.010. | 採択A444：56 |
| 16-85 | 地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件 | クラブ数が30未満かつロータリアン数1100名未満の地区の境界を廃止また経変できる | R細則15.010. | 撤回W |
| 16-86 | 地区とその境界をいつ創設するかを規定する件 | 地区の境界を廃止あるいは変更する理事会決定は、少なくとも2年間効力をもたない。 | R細則15.010. | 採択カード式 |
| 16-87 | 地区番号に地理的呼称を付記することを認める件（釧路RC　2500地区） | 地区大会あるいは地区決議会において地区内クラブの過半数の承認を得れば、その地区番号に地理的呼称（国名、州名、県名、地域名など）を付記してもよい。修正：地域呼称は理事会の承認が前提 | R細則15.010. | ~~採択AA~~~~272：236~~再審査否決Rカード式 |
| 16-88 | 地区の年次財務表の規定を改正する件 | 地区財務の適切な管理を行い、疑問が生じた場合に備え、地区大会で実際に年次財務表の採択を行う | R細則15.060. | 採択337：136 |
| 16-89 | 地区資金を不適切に管理した人を制裁する件 | 地区資金の不適切な管理または第15.060.4.項への違反を含め、財務上の義務を果たさなかったいかなる人も財務上の不正が地区内で解決されるまで、~~一切の役職~~RIと地区の役職に就くことが禁じられる | R細則15.060. | 採択AA439：58 |
| 16-90 | 会員増強に関するRI件委員会を設立する件（RI理事会） | 理事会は、少なくとも8名の委員から成り、各委員が少なくとも3年の任期を務める会員増強委員会を任命するものとする。1年ごとにずらして任命され、委員を再任できる。 | R細則16.04016.100 | 採択A368：147 |
| 16-91 | 監査委員会の責務を改正する件（RI理事会） | RI細則により定められた監査委員会の委員構成を改正するもの | R細則12.020R細則13.020 | 採択A459：44 |
| 16-92 | 監査委員会の責務を改正し、運営審査委員会を廃止する件 | 監査委員会と運営審査委員会を統合しようとするもの | R細則16.040.16.110. 16.120. | 撤回W |
| 16-93 | 戦略計画委員会の責務を改正する件（RI理事会） | 戦略計画委員会の構成を変更するもの8名の委員から成るRI とロータリー財団の合同委員会。 | R細則16.100. | 採択AA483：27 |
| 16-94 | 戦略計画委員会の責務を改正する件 | 戦略計画委員会の構成を変更し、本委員会の委員の資格条件を定め、ロータリー財団において戦略計画を担当する委員会と本委員会との協力・協同を促す。 | R細則16.100. | 撤回W |
| 16-95 | 戦略計画委員会の責務を改正する件 | 戦略計画委員会の構成を変更し、2名の管理委員を委員に加えようとするもの | R細則16.100. | 撤回W |
| 16-96 | ロータリーの機関雑誌および地域雑誌の購読義務を改正する件（RI理事会） | 同じ住所に住む2人のロータリアンが、ロータリーの地域雑誌を合同で購読できるようにするもの。 | R細則20.030. | 採択AA475：27 |
| 16-97 | ロータリー雑誌の購読義務を改正する件 | 雑誌購読を会員の自由意志として選択できる。 | R細則20.020.20.030. 標準14 | 否決R209：303 |
| 16-98 | 温室効果ガス排出量の削減を支援する件 | 世界的な温暖化による人道危機を軽減するため、温室効果ガス排出量の削減を支援する | R細則25標準13-1 | 無期延期PostponedConsideration Indefinitely |
| ８　RI財政と人頭分担金 |
| 16-99 | 人頭分担金を増額する件（RI理事会） | 2017-18年度から2019-20年度まで、人頭分担金を年に1 ドルずつ増額するRI副会長より修正案：投資収益の悪化により毎年4ドルずつの増額。17-18年度60ドル、18-19年度64ドル19-20年度68ドルへ大幅増額が決定 | R細則17.030. | 採択AA317：197 |
| 16-100 | 人頭分担金を増額する件 | 2016-17年度以降には半年ごとに米貨３０ドル | R細則17.030. | 否決R60：441 |
| 16-101 | 人頭分担金の金額を消費医者物価により調整する件 | 2018-19年度から、シカゴの都市圏における生活費指数に合わせ、必要に応じて人頭分担金を増額する裁量権を、理事会に与えるもの。 | R細則17.030. | 撤回W |
| 16-102 | 夫婦が同じクラブの会員である場合に1名分の人頭分担金を免除する件 | 法的に婚姻関係にある2人が同じクラブの会員である場合、クラブは、1名分の人頭分担金のみを支払うもの | R細則17.030. | 否決R91：412 |
| 16-103 | 追加会費の規定を改正する件 | 広報専用の資金を設立するため、各クラブは会員1名につき半年ごとに1米ドルまたはその相当額を半期人頭分担金とともに支払うもの | R細則17.030. | 否決R56：453 |
| 16-104 | クラブが最低10名分の人頭分担金を支払うことを規定する件（RI理事会） | 各クラブが最低10名分の人頭分担金を支払うよう規定するもの | R細則17.030. | 否決R233：276 |
| 16-105 | クラブからの報告および人頭分担金の支払い期限をRI理事会が定めることを規定する件 | 半期報告書の代わりにクラブ報告書を基に人頭分担金を支払う新しい制度を反映し、「半期報告書支払期日」を「クラブ請求書の期日」に差し替えるもの。また、クラブがRI理事会と協力し、クラブによる人頭分担金の支払日と会員情報の報告期日を改正することを可能とするもの。 | R定款11R細則3.030.8.070. 8.140.11.030. 11.070.11.100. 12.020.13.040. 15.050.17.020.~17.040.標準14 | 採択AA350：149 |
| １１　立法手続き |
| 16-106 | 立法案の公表に関する要件を改正する件（RI理事会） | 立法案の公表と回付を簡素化し、電子的手段で公表および回付することで、郵送による遅れの可能性もなくなる | R細則7.050. | 採択A488：23 |
| 16-107 | 規定審議会における第二副議長を設ける件（RI理事会） | 規定審議会に議長のほかに、第一副議長と第二副議長を設ける | R細則8. | 撤回W |
| 16-108 | 立法案の審議手続きを改正する件 | 類似案件を纏めて、重要案件に審議を集中させる。 | R細則8.120. | 無期延期PostponedConsideration Indefinitely |
| 16-109 | 規定審議会の議事録を公開する件（2840地区　群馬） | 英語で書かれた審議会議事録を、要請に応じて代表議員に提供する | R細則13.020. | 否決R137： 370 |
| 16-110 | 規定審議会を4年に1度とする件 | 規定審議会を4年に1度とする | R定款10 | 否決R158：342 |
| 16-111 | 規定審議会を8月、9月、10月のいづれかに開催し、立法案提出の時期を改正する件（洲本RC　2680地区） | 採択制定案が英語圏以外の国や地域において、RIが定めた公式言語に翻訳されるまでにおおよそ9カ月を要するため、規定審議会を8月、9月、10月のいづれかに開催し、立法案提出の時期を改正する | R定款10R細則7.0357.50. | 否決R227：278 |
| 16-112 | 立法案を制定案に制限する件 | 3年に1度のみの規定審議会に決議案を提案する代わりに、年間を通じてRI理事会に直接請願書を提出し、具体的な問題を提起するほうがより効率的かつ効的。 | R定款10R細則7. | 撤回W |
| 16-113 | 決議審議会について規定する件 | 決議案について、決議審議会を毎年オンラインで開催すれば、決議案により迅速に対応できると同時に、審議会代表議員による検討と支持を得られる。 | R定款10R細則5.7.8.9.15 | 採択A443：67 |
| 16-114 | 代表議員が3年の任期を務めることを規定する件（RI理事会） | 規定審議会の開かれる2年前の年度に審議会代表議員を選出すると規定している一方で、代表議員の任期には触れていない。任期を追記することで、各代表議員が3年任期を務めることが明確に規定される。 | R細則5.030.R細則8. | 採択A479：23 |
| 16-115 | いかなるロータリアンも代表議員として２回を超えて規定審議会に出席してはならない件 | いかなるロータリアンも投票権のある議員として2回を超えて規定審議会に出席できないことを規定する。（従来は3回まで可能) | R細則8.010. | 無期延期PostponedConsideration Indefinitely |
| 16-116 | 規定審議会に出席する代表議員の選出手続を改正する件 | 現行の形式による審議会では、有意義な討議を行うには規模が大きすぎるため、各地区がこれまで通りに代表議員を選出するが、その任期を6年とし、２地区ペアで交代で代表議員を審議会に派遣する。（代表議員は半分となる） | R細則8 | 否決R174：341 |
| 16-117 | 規定審議会に出席する代表議員の選出手続を改正する件 | 1ゾーンにつき9名の代表議員へ変更することで、地区規模の格差を最小限に抑えられる。ゾーンにはほぼ同じ数の会員が含まれるよう設計されており、より均等に会員を代表できる。 | R細則5.030.R細則8 | 否決R163：346 |
| 正規の立法案　：　決議案 |
| 番号 | 案件 | 提案趣旨 | 結果 |
| 16-118 | ポリオ撲滅は国際ロータリーの最高の目標であることを承認し支持する件 | RI理事会 | 採択カード式全会一致 |
| 16-119 | ５月を「女性を称える月間」とすることを検討するようRI 理事会に要請する件 | 世界中の女性のニーズに取り組むプログラム、プロジェクト、活動に焦点を当てる絶好の機会 | 撤回W |
| 16-120 | ５月を「公共イメージと認知向上月間」とすることを検討するようRI理事会に要請する件 |  | 否決R181：327 |
| 16-121 | 環境保全啓発デーの設立を検討するようRI 理事会に要請する件 |  | 否決R186：316 |
| 16-122 | RI の公式プログラムに「わららの天体、地球の保全（Preserve PlanetEarth）」を含めることを検討するようRI 理事会に要請する件 |  | 否決R166：335 |
| 16-123 | 環境問題への意識啓発を検討するようRI 理事会に要請する件 |  | 撤回W |
| 16-124 | 水質改善と衛生の分野におけるプログラムの開発を検討するようRI 理事会に要請する件 |  | 撤回W |
| 16-125 | 女性に対する暴力撲滅をRI 戦略計画の目標と目的に含むことを検討するようRI 理事会に要請する件 |  | 撤回W |
| 16-126 | 性器切除の防止を支援することを検討するようRI 理事会に要請する件 |  | 採択A377：128 |
| 16-127 | 今後の『手続要覧』において薬物およびアルコール濫用防止に関する文言を復活させることを検討するようRI 理事会に要請する件 |  | 撤回W |
| 16-128 | 「マラリアと闘うロータリアン（Rotarians Against Malaria）」をロータリーによる次の世界的プログラムとすることを検討するようRI 理事会に要請する件 |  | 否決R163：333 |
| 16-129 | ローテックス（Rotex）クラブを認知することを検討するようRI 理事会に要請する件 |  | 否決R229：268 |
| 16-130 | ローテックス（Rotex）クラブを認知することを検討するようRI 理事会に要請する件 |  | 撤回W |
| 16-131 | ロータリーキッズをRI 常設プログラムとして正式に承認することを検討するようRI 理事会に要請する件 |  | 撤回W |
| 16-132 | インターアクト会員の年齢制限の改定を検討するようRI 理事会に要請する件 | 高校最後の学年に在籍する学生は、既に18歳に達していたとしてもインターアクト会員の資格が継続し、クラブや地区レベルで役員の地位に就くことができる | 採択A428：65 |
| 16-133 | ローターアクト会員の年齢の上限を25 歳に引き下げることを検討するようRI 理事会に要請する件 | ローターアクトクラブに留まる若者の年齢の上限を引き下げ、より早くロータリークラブに入会できるようにする | 否決R113：386 |
| 16-134 | ローターアクト会員の年齢の上限を35 歳に引き上げることを検討するようRI 理事会に要請する件（福島中央RC　2530地区　2650地区　その他フィンランド、フランスなど） | 年齢制限を35歳に引き上げることにより、ロータリーへの移行をスムーズにする可能性が高まるだけでなく、ローターアクトに参加する若い職業人の数も増加する。 | 否決R113：288 |
| 16-135 | ローターアクトE クラブの設立を検討するようRI 理事会に要請する件 | 提案者RIBI | 撤回W |
| 16-136 | ロータリーカードの普及推進を検討するようRI 理事会に要請する件（茅ヶ崎湘南RC2780地区） | ロータリーカードの広範な普及を図り、その利用を拡大し、ロータリー財団への寄付の増進する | 採択A335：170 |
| 16-137 | 21 世紀ロータリー地区ミュージアムの設立を検討するようRI 理事会に要請する件 |  | 否決R179：327 |
| 16-138 | 「家庭」というキーワードを奉仕の機会に関する項目に追加することを検討するよう、RI 理事会に要請する件（東知多RC　2760地区） | 介護や出産子育てなど家庭の維持を支援する活動の重要性を認識し、クラブ活動に取り入れる | 採択A253：252 |
| ２　ロータリー財団 |
| 16-139 | ロータリー財団の創立100 周年を認知する件（RI理事会） | 新会員や寄付者をもたらし、ロータリー財団のプログラムへの参加を促すきっかけとする | 採択A481：27 |
| 16-140 | 新たな種類の補助金の創設を検討するよう管理委員会に要請する件 | 小さい地域社会の小規模クラブによるプロジェクトの発展を助長 | 否決R165：336 |
| 16-141 | 術前／術後治療室用機器の購入を承認するため、財団補助金の授与と受諾の条件を修正することを管理委員会に検討するよう要請する件 | 恵まれない人々のための術前／術後治療室用機器の購入資金に利用できるようにする | 採択A329：175 |
| 16-142 | 地区補助金小委員会委員長がオンラインの補助金申請を監督・確認できるようにすることを検討するよう管理委員会に要請する件 |  | 採択A385：113 |
| 16-143 | 地球を新たな重点分野にすることを検討するよう管理委員会に要請する件 | 環境および地球保全を、第一の重点分野である平和と紛争解決の一環として採用する | 撤回W |
| 16-144 | 重点分野に関連しない分野の大学院生への奨学金提供を復活させる件（岐阜RC　2630地区、2800地区山形） | 長年ロータリーの重要なプログラムであった教育分野の再生が有為な人材を育てる | 採択A267：223 |
| 16-145 | 青少年の保護とエンパワメントを第7 の重点分野として加えることを検討するよう管理委員会に要請する件 | グローバル補助金を通じて青少年奉仕活動をより簡単かつ大規模に資金面で支援。 | 否決R118：355 |
| 16-146 | ロータリアンの孫が財団補助金プログラムに参加できるようにすることを検討するよう管理委員会に要請する件 |  | 撤回W |
| ３　クラブと地区の管理運営 |
| 16-147 | インドでの試験的ガバナー選出を終了することを検討するようRI理事会に要請する件 |  | 撤回W |
| 16-148 | ロータリー章典におけるガバナー補佐の選出基準の改訂を検討するようRI理事会に要請する件 | 少なくとも５年間、名誉会員以外の会員身分で地区内クラブに所属している瑕疵なき会員であること。クラブの会長の期間が終了してから3年間、少なくとも2回の地区大会、および2回の地区協議会に出席していること。ガバナーエレクトは、8 クラブ以下4 クラブ以上を担当するガバナー補佐を任命する。 | 撤回W |
| 16-149 | 地区幹事の役割と責務を認知することを検討するようRI 理事会に要請する件（茅ヶ崎RC　2780地区） | 地区幹事の役割と責務を地区リーダーシップ・プランの中に明記して、地区内ロータリアンに周知することにより、地区リーダーシップ・プランのより効果的な実施を促進することができる。 | 採択A357：121 |
| 16-150 | 郵便投票の定足数を定義することを検討するようRI 理事会に要請する件 | 推奨ロータ1 リークラブ細則において、RIまたはガバナーによって実施される郵便投票における「定足数」の明確な定義がされていない | 撤回W |
| 16-151 | 自治権を有することの趣旨を正しく理解するようクラブに対して注意を喚起することを検討するようRI 理事会に要請する件（宝塚中RC　2680地区） | それぞれのクラブが生き生きとした自主的な活動をすることにより、ロータリーに活力をもたらす | 採択A274：208 |
| 16-152 | ロータリーのイメージに関するあらゆる側面をクラブ広報委員会の責務内容に含めることを検討するようRI 理事会に要請する件 | 席次、内部コミュニケーション、対外関係、メディア関係 | 撤回W |
| 16-153 | 「club productivity officer」（クラブ生産性向上役員）の役職を提案することを検討するようRI 理事会に要請する件 |  | 否決R36：424 |
| 16-154 | クラブの業務を行う際は、現地語の使用を奨励することを検討するようRI理事会に要請する件 |  | 否決Rカート式 |
| 16-155 | 議長の宣言により例会を開会・閉会するというシンプルな方法の採用をロータリアンに促すことを検討するようRI 理事会に要請する件 | RI定款およびRI細則は、例会の開会・閉会の手順を定めていない。このため、ほとんどのクラブでは点鐘が例会の開会と閉会の合図となっている。最近ではさまざまな場所で例会が開催されるため、ベルの持ち運びや保管がクラブにとって不便となっている。 | 撤回W |
| 16-156 | 地区大会への会長代理の出席を希望するかどうかを、地区が決定するのを認めることを検討するようRI 理事会に要請する件 | 会長のメッセージは最近ではインターネット、RI と地区のウェブサイト、フェイスブックなどで閲覧できる | 否決R205：248 |
| 16-157 | すべての地区大会にRI 会長からのビデオメッセージを提供することを検討するようRI 理事会に要請する件 |  | 採択Aカード式 |
| 16-158 | 地区大会でビデオプレゼンテーションの活用を検討するようRI 理事会に要請する件 | ビデオ作製は会長代理の滞在中にかかる費用と比較し、格段に安くつく。そうすることで、労力や経費を大幅に節減できる。 | 撤回W |
| 16-159 | クラブ例会における電子機器や音楽機器の使用を奨励することを検討するようRI 理事会に要請する件 |  | 撤回W |
| ４　国際ロータリー |
| 16-160 | 組織統括の構造を見直すことを提案する立法案を次回の規定審議会に提出することを検討するようRI 理事会に要請する件 | a）RI理事およびロータリー財団管理委員の任期、b）RI会長と事務総長の執行・運営的機能、c）RI会長に報酬が支払われるべきか否か、d）RI理事およびロータリー財団管理委員の資格要件の見直し | 採択Aカード式 |
| 16-161 | ゾーンコーディネーター指名委員会の設立を検討するようRI理事会に要請する件 | 地域コーディネーターの指名およびほかの役職の選出は、現在これらの役職に就いている人により行われる。 | 否決Rカード式 |
| 16-162 | 第20ゾーンの境界の改正を検討するようRI理事会に要請する件 |  | 撤回W |
| 16-163 | EクラブのためのE地区設立を検討するようRI 理事会に要請する件 | ロータリーEクラブは世界中で大いに成果を挙げており、現在のクラブ数は190を超え、さらに世界各国で増え続けている。 | 否決Rカード式 |
| 16-164 | RI の自立を可能にするメカニズムの確立を検討するようRI 理事会に要請する件 |  | 撤回W |
| 16-165 | 国際ロータリーの経費を他の団体の経費と比較すること検討するようRI理事会に要請する件 | RIおよびロータリー財団の諸経費は削減することが望ましい。 | 否決Rカード式 |
| 16-166 | マイクロファイナンス（小口融資）と地域社会開発機関への投資を検討するようRI 理事会と管理委員会に要請する件 |  | 撤回W |
| 16-167 | クラブの加盟復帰料と課徴金を減額することを検討するようRI 理事会に要請する件 | 加盟復帰料と課徴金が高額であるために、復帰が妨げられている場合がある。 | 否決Rカード式 |
| 16-168 | ヒンディー語をRI の公式言語として承認することを検討するようRI 理事会に要請する件 |  | 撤回W |
| 16-169 | 「Rotary」の自国語での表記を認めることを検討するようRI理事会に要請する件（千葉RC　2790地区） | 承認されたRI言語において、新ロータリーロゴの自国語での表記を認めることを検討する | 否決Rカード式 |
| 16-170 | 旧来のロータリーマークの使用を認めることを検討するようRI理事会に要請する件（千葉RC　2790地区） | 旧来の徽章を「Rotary」の文字とともにロータリーロゴに使用することを認めること | 撤回W |
| 16-171 | 近代化、信念、公共イメージへの投資に基づく新しいロータリーのイメージを推進することを検討するようRI理事会に要請する件 |  | 撤回W |
| 16-172 | 無料の代替素材が利用できる場合、商業素材やライセンスが必要なブランド素材を推奨しないことを検討するようRI理事会に要請する件 |  | 採択Aカード式 |
| 16-173 | ガバナーノミニー研修セミナーの研修登録費を援助することを検討するようRI 理事会に要請する件 |  | 否決Rカード式 |
| 16-174 | ロータリー・リーダーシップ研究会を国際ロータリーの研修プログラムとすることを検討するようRI理事会に要請する件 | ロータリー・リーダーシップ研究会のプログラムを、認定されたRIの研修プログラムとして正式なものとし、承認する | 撤回W |
| 16-175 | プロバス会員による国際大会への参加の承認を検討するようRI理事会に要請する件 | 現在、プロバス会員には国際大会への出席が呼びかけられていない。 | 撤回W |
| 16-176 | インナーホイール会員による国際大会への出席の承認を検討するようRI理事会に要請する件 |  | 撤回W |
| 16-177 | 規定審議会の採決を電子投票（郵便投票）にすることを検討するよう、RI理事会に要請する件（新潟RC　2560地区） | 航空券、ホテル、食事、会場レンタル、交通、設備として推定260万米ドルの経費が削減される。 | 否決Rカード式 |
| 16-178 | 規定審議会をより効率的に、より低額の費用で、よりテクノロジーを駆使した方法で実施することを検討するようRI理事会に要請する件 | 多数の代表者が顔を合わせる会合を開催するには多額の経費がかかる。 | 撤回W |
| ５　会員 |
| 16-179 | 新しい会員の種類（サポート会員）を定めるための調査を開始することを検討するようRI 理事会に要請する | サポート会員はロータリーへの人頭分担金が減額され、出席義務も免除される。 | 否決R |
| 16-180 | 「ロータリーの支援者（Friends of Rotary）」の承認を検討するようRI 理事会に要請する件 | ロータリークラブと関わりのある人や機関、もしくは入会資格を有さないながらもロータリークラブと継続的な関係を保って奉仕プロジェクトに貢献している人や機関を表彰する | 否決Rカード式 |
| 16-181 | 新しいロータリアンに対し、新会員研修に参加することを促すようRI 理事会に要請する件 | クラブにおける新会員の研修が顕著に弱体化してきている。クラブにおける新会員の研修が顕著に弱体化してきている | 否決Rカード式 |